

Weekly Report

第454号
平成30年4月23日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

事業承継税制の特例措置を適用するには

◆抜本拡充された事業承継税制の特例措置

30年度税制改正において、事業承継税制（認定を受けた非上場株式を贈与又は相続等により取得した場合の納税猶予制度）の特例措置が創設されました。

◎対象株式数の上限撤廃……全ての議決権株式を納税猶予の対象とします。

◎納税猶予割合の引上げ……相続時の納税猶予割合を100%に引上げます。

◎雇用維持要件の弾力化……雇用維持要件（承継後、5年間平均で雇用の8割を維持）を満たせなかった場合でも、納税猶予が継続できます（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導・助言が必要）。

◎対象者の拡大……親族外を含む複数の株主から、最大3人の後継者への承継も対象になります。

◎経営環境変化に対応した減免制度……事業の継続が困難な事由が生じ、会社を譲渡・解散した場合には、その時点での納税額を再計算し、承継時に計算された納税額との差額を減免でき

ます。

◎相続時精算課税制度の適用範囲の拡大……贈与者の子や孫以外でも相続時精算課税が適用できます。

◆特例措置を適用するには

この特例措置は適用するには、①35年（2023年）3月までに、特例承継計画（後継者や承継時までの経営見通し等を記載）を都道府県庁に提出する、

②30年1月から39年（2027年）12月までに贈与・相続等により株式を取得することを満たす必要があります。

なお、35年（2023年）3月までに贈与・相続を行う場合は、贈与・相続後に承継計画を提出することも可能です。

来年1月7日以後の出国に「国際観光旅客税」

観光先進国の実現に向けた財源として、日本から出国する方（日本人の海外渡航や、訪日外国人の帰国など）を対象に、出国1回につき1000円を課す「国際観光旅客税」が創設されました。

これは、31年1月7日以後の出国に適用され、船舶又は航空会社がチケット代金に上乗せする等の方法で徴収します。

なお、2歳未満や乗継旅客など一定の方は対象外となります。また、適用日（31年1月7日）より前に締結した運送契約については、適用日以後に出国する場合でも原則、課されません（ただし、適用日以後に出国日を定める場合や変更する場合などは課されます）。

★★★5月のチェックポイント★★★

※取引先等とGW連休の日程を相互に確認して、納品や決済等に支障がないように調整する。

※新入社員などに「五月病」の兆候がないか見守る。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、賃金台帳に転記して6月からの徴収に備える。

※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容が適正かチェックして納付期限を確認する。

※自動車税・軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されるので、買い換え・廃車等の有無を確認して納税に備える。